

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月11日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第45号

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

墨田区地域プラザ条例（平成24年墨田区条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1本所地域プラザの項中「、楽屋」を削る。

別表第3 1八広地域プラザの部(1)本館の款多目的ホールの項中「3,400円」を「3,900円」に、「4,100円」を「4,600円」に改め、同表 2本所地域プラザの部楽屋の項を削り、同部多目的ホールの項中「3,700円」を「4,200円」に、「4,400円」を「4,900円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の多目的ホールの利用に係る必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区地域プラザ条例の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の公布の日前に施行日以後の利用に係る承認を受けている多目的ホール又は楽屋の利用及び利用料金については、なお従前の例による。